

平成 29 年 2 月 6 日

スーパーモト競技会 エントラント各位

(一財)日本モーターサイクルスポーツ協会
スーパーモト委員会

2017 スーパーモト技術規則の改定について

■ 同一型式車両の互換性に関する技術規則改定について

全日本スーパーモトおよびエリア選手権参加者の車両コスト負担軽減のため、国内モトクロス技術規則に準じた車両の互換性について、下記の通りスーパーモト技術規則を改定（追加）致します。（即時適用）

<2017MFJ 国内競技規則書 付則 26 スーパーモト技術規則 2 その他追加仕様 (P.364)>

2 その他追加仕様

赤字部分追加

付則 17 モトクロス基本仕様に加え、MFJ スーパーモト公認競技会に参加するモーターサイクルは、以下の仕様が適用される。

- 2-1 4ストロークエンジンでは、最低0.3リットルのオイルキャッチタンクが確実に固定されるかクローズドブリーザーシステムが取り付けられていなければならない。オイルキャッチタンクの使用を推奨する。
- 2-2 一つまたは幾つかの漏れ防止の施されたキャッチタンクが、ラジエター水、燃料タンクブリーザーシステム用に取り付けられていなければならない。このキャッチタンクは各スタート前に空にされなければならない。
- 2-3 水冷エンジンの冷却水は、水あるいは、水とアルコールの混合物（レース用として一般市販されている冷却水）に限られる。ただし、不凍液が含まれる冷却水は使用することができない。
- 2-4 オイルドレンボルトにワイヤーロックをしなければならない。
- 2-5 燃料タンクブリーザーパイプ
ハンリターンバルブを燃料タンクブリーザーパイプに取り付けなくてはならない。
- 2-6 取り外さなければならないもの
ライト類、バックミラー、スタンド類、公道用ナンバープレート
- 2-7 「付則 18 国内モトクロス技術規則 5 互換性 (P.266)」に準じた互換性のある
部品の交換が認められる。

【2017MFJ 国内競技規則「付則 18 国内モトクロス技術仕様 5 互換性」は別紙参照】

以上